

00238

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは、翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物登録
鳥取県公報

◆訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部を改正する訓令

◆告示 令
昭和二十七年四月鳥取県告示第二百十八号の
廃止 国府土地改良区の成立

肥料の登録の失効

歯科衛生士試験の実施

昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十八号
の廢止 鳥取県製炭伝習要綱の廢止

種畜證明書の書換交付の通報

昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号
の一部改正 新たに行なおうとする土地改良事業の認可

◆雑報 鳥取食糧事務所の出張所の統合

◆公安告示 憲聞会の開催

◆鳥取食糧事務所の出張所の統合

鳥取県訓令第七号
鳥取県木炭検査施行手続の一部を改正する訓令を次の
とおり定める。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県木炭検査施行手續の一部を改正する
訓令

鳥取県木炭検査施行手續（昭和三十一年十月鳥取県訓
令第二十一号）の一部を次のように改正する。
令達先を削る。
附表の木炭移出検査成績簿を次のように改める。

月 分 (岐) 木 炭 移 出 檢 查 成 績 簿

地方農林振興局

郵便物
記

2

昭和三十九年4月10日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

郵便物
記

昭和三十九年4月10日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

等級 区分 kg	堅1級					堅2級					※1級					※2級					長 尺					合計 検査 料			
	合 格	不 合	不 格	合 格	不 合	合 格	不 合																						
袋数																													
6																													
袋数																													
12																													
儀数																													
15																													
・kg																													
機数																													
30																													
機数																													
合計																													
kg																													
機数																													
累計																													
kg																													
検査申請件数																													
件																													

附 則

この訓令は、昭和三十九年四月十日から施行する。

告 示

告 示

昭和三十七年四月鳥取県告示第11百十八号(境港魚揚施設の使用料の額及び使用願の様式について)は、廃止する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県告示第11百十三号

鳥取県知事 石 破 一 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (ペーセンチ)			生産業者の住所及び氏名		
		窒素全量	りん酸 全量	加里全量	窒素全量	りん酸 全量	加里全量
鳥取県第三十九号	鹿野複合水稻1号	八・九	一〇・五	一一・四	氣高郡鹿野町大字鹿野1, 三九八		
" 第三〇〇号	鹿野複合水稻1号	八・五	一一・一	九・五	組合長理事事務室	富 育	頭
" 第三〇一号	鹿野複合水稻1号	九・八	一一・〇	九・九	"		

鳥取県告示第二百五十五号

(第3種郵便物)

司

4

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年四月十日

鳥

取

県

告

示

第

二

百

五

五

号

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十一
条第一項の規定に基づき、歯科衛生士試験を次のとおり
実施するので、歯科衛生士法施行規則（昭和二十四年厚
生省令第三十五号）第六条の規定により告示する。

00241

(第3種郵便物)
司

4

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十一
条第一項の規定に基づき、歯科衛生士試験を次のとおり
実施するので、歯科衛生士法施行規則（昭和二十四年厚
生省令第三十五号）第六条の規定により告示する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年四月十日

一 試験の実施場所

鳥取市寺町一〇九番地 鳥取県立歯科衛生士学院

二 試験の実施期日

学科試験 昭和三十九年四月十五日

実地試験 昭和三十九年四月十六日

鳥取県告示第二百六十六号

昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十八号（鳥取県
木炭検査規則第十四条の荷票、証印及び記号）は、廃止

する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県告示第二百十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八
条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の
書換交付のあつた旨通報があつたので、同法同条第二項
の規定により告示する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十九号

(第3種郵便物)
司

種畜証明書番号 名前 種類 生年 月 日 所有者
昭三八鳥取一第三四号 入昌役肉用牛 昭和三十七年二月十日 倉吉市越殿町 倉吉市農協 東伯郡北条町 西村 昌晴

鳥取県告示第二百十九号

昭和二十五年七月鳥取県告示第三百三十三号（木炭檢

査員の身分を示す証明書の様式について）の一部を次のように改定する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十一号

八橋中央土地改良区から申請のあつた新たに行なう
とする土地改良（農道及び開畑）事業は、土地改良法
(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項に
おいて準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三
十九年四月十日認可した。

昭和三十九年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十二号

鳥取県種豚改良増殖要綱（昭和三十七年十月鳥取県告
示第五百六十四号）は、昭和三十九年四月十日限り廃止

する。

5 昭和三十九年四月十日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

00242

(第3種郵便物)
司

昭和三十九年四月十日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

鳥取県種豚改良増殖要綱（昭和三十七年十月鳥取県告

示第五百六十四号）は、昭和三十九年四月十日限り廃止

する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県公安委員会告示
第7号

公安委員会告示

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第

一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、
同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

(6) 自動車運転者 藤 田 久 雄
(7) 岩美郡岩美町大字太田一三三三
自動車運転者 吉 田 良 男

(8) 八頭郡智頭町大字東字塚六〇
自動車運転者 赤 堀 晋 一 郎

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十九年四月二十八日 午前十時三十分から

1 聆聞の期日及び場所

昭和三十九年四月二十三日 午後一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聆聞当事者の住所及び氏名

(1) 倉吉市巖城六七四の一

自動車運転者 中 島 岩 雄

(2) 倉吉市広瀬町 井上わさ方

自動車運転者 江 本 昭 夫

(3) 倉吉市住音町五七の一

自動車運転者 尾 崎 彦 一

(4) 鳥取市今町一丁目一四の一六

自動車運転者 中 河 亀太郎

(5) 八頭郡八東町大字中一〇〇

自動車運転者 松 本 一 栄

(6) 東伯郡赤崎町大字出上三一一の一

自動車運転者 松 本 助 三 郎

(7) 境港市小篠津町一、二五一

自動車運転者 松 本 一 栄

00243

(第3種郵便物)
認可 第3520号

昭和39年4月10日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

00244

(第3種郵便物)
認可 第3520号

昭和39年4月10日 金曜日 鳥取県公報 第3520号

鳥取食糧事務所の大穀津出張所を米子田張所に次のこと
おり統合した。

昭和39年4月10日

鳥取食糧事務所長 前田 賢治

統合年月日 昭和39年3月16日

統合出張所の位置 鳥取県米子市日の出町12番地

3